

西海市斎場使用料補助金について

西海市では、令和2年4月1日以降に西海斎場以外の斎場等で火葬を行った方に対し、下記のとおり補助金を交付します。

○補助対象者

西海市の住民基本台帳に記録されている死亡者の市外斎場使用料を負担した遺族・親族

※死亡者が西海市以外の住民基本台帳に記録されている場合は対象になりません

○補助額

市外斎場使用料と西海斎場使用料との差額を補助します

例	斎場使用料	西海斎場使用料	補助額（差額）
長崎市	30,000円	10,000円	20,000円
佐世保市	57,000円	10,000円	47,000円

○申請書類

①西海市斎場使用料補助金交付申請書兼請求書（別記様式）

②斎場使用料の領収書等

③補助金の振込先通帳の写し（口座の記号・番号が記載された部分）

※斎場使用料の領収書等を紛失した場合等、不明な点がある際は、環境政策課までご相談ください

○申請期限

・令和2年4月1日から令和2年12月31日までに火葬を行った方は、令和3年3月31日まで

・令和3年1月1日以降に火葬を行った方は、火葬を行った日から3か月以内

○申請書提出先

西海市役所環境政策課または、各総合支所及び各出張所

担当課：西海市役所環境政策課

TEL：0959-37-0065